

【金融機関向け】

問1 投資円滑化法の目的は何ですか。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）は、「農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与すること」（第一条）をその目的としています。この法律に基づいて農業法人への投資事業（農業法人投資育成事業）を行おうとする者は、その目的に沿った形で事業を行っていただく必要があります。

問2 「農業法人投資育成事業」、「農業法人投資育成制度」とは何ですか。

「農業法人投資育成事業」とは、

(ア)株式会社又は投資事業有限責任組合（ファンド）が、農業法人の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業

(イ)農業法人への経営又は技術指導

を行うものであり、農業法人に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていくものです。

「農業法人投資育成制度」とは、投資円滑化法に基づき、農業法人投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けて、農業法人投資育成事業を行う制度です。

問3 農業法人投資育成制度とA-FIVEとの違いを教えてください。

A-FIVE又はA-FIVEからの出資を受けたサブファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）により「農林漁業以外の業種に属する事業者から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された2次産業・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人」に対して出資することができます。

また、農林漁業を行う法人が、自ら加工・流通等を行っても、農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人に対しても出資することができます。ただし、農林漁業を行う法人のうち、農業法人については、農業法人投資育成事業が既に措置されていることを踏まえ、当該事業の活用を促し、調整することとしています。

これに対して、農業法人投資育成制度では、農業を営む法人に対して出資をすることができるほか、農業に併せて加工・流通を行う法人にも広く出資することができ、また、新たに別法人を設立する必要もありません。

問4 農業法人へ投資するメリットは何ですか。

一般的には、農業法人への投資により、一定程度の配当収入等が期待できるほか、農業法人との新たな関係構築によるビジネスチャンスの拡大、地域産業の育成や成長発展に貢献するなどのメリットがあります。

問5 農業法人投資育成制度を活用すると、どのようなメリットがあるのですか。

本制度の活用により、株式会社日本政策金融公庫との共同出資により投資事業有限責任組合（ファンド）を設立することが可能となり、同公庫がこれまで農業法人融資を通じて蓄積してきた知見も活用しながら、ファンドを通じて農業法人に対して出資することが可能となります。

問6 農林水産大臣の承認を受けて農業法人投資育成事業を行うには、どうすればよいですか。

法令に基づき事業計画書その他必要書類を農林水産省経営局金融調整課に提出していただく必要があります。申請書様式や農林水産大臣の承認基準など詳細については、「農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン」に定めておりますので、ご確認いただくとともに、農林水産省経営局金融調整課（電話：03-6744-1395）にお問い合わせください。（<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/pdf/gaidorain.pdf>）

問7 投資に当たっての事業計画について、投資額の規模は自由に決められますか。

事業計画における投資額の規模については、上限額や下限額はありません。ただし、農林水産大臣が、当該事業の実施に当たって必要となる運営経費などを差し引いても採算性が見込まれる投資規模となっていること、本事業を円滑かつ確実に遂行するために十分な資金の調達が見込まれること等の観点から事業計画の審査を行います。

問8 農業法人投資育成制度の投資主体にはどのような形態がありますか。

投資主体の形態は、投資円滑化法において、株式会社又は投資事業有限責任組合とされています。

問9 金融機関のみが出資した株式会社又は投資事業有限責任組合しか農林水産大臣の承認は受けられないのですか。また、複数の金融機関等が出資した株式会社又は投資事業有限責任組合による申請は可能ですか。

金融機関以外の企業が出資した株式会社又は投資事業有限責任組合であっても、農林水産大臣の承認を受けることが可能です。また、複数の金融機関やその他の企業が合同で出資した株式会社又は投資事業有限責任組合であっても大臣承認を受けることが可能です。

問10 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるにはどうすればよいですか。

農林水産大臣の承認とは別に、株式会社日本政策金融公庫の出資判断を経る必要がありますので、詳細については、公庫に直接お問い合わせください。

なお、公庫の予算上の制約などもありますので、希望者全てが出資を受けられるとは限らないことにご留意ください。

問11 農林水産大臣の承認を受けると、必ず株式会社日本政策金融公庫の出資は受けなければならないのですか。

株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農業法人投資育成制度により農業法人投資育成事業を行うことは可能です。同公庫からの出資を希望しない場合は、同公庫への申請手続は必要ありませんので、直接、農林水産省経営局金融調整課（電話：03-6744-1395）にお問い合わせください。

問12 投資対象となる農業法人にはどのような形態がありますか。

投資主体が株式会社の場合は、農事組合法人、株式会社（特例有限会社を含む。）又は持分会社形態の農業法人が投資対象となります。

投資主体が投資事業有限責任組合の場合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律の規定により、株式会社（特例有限会社を含む。）形態の農業法人が投資対象となります。

問13 個々の農業法人への投資判断に当たって、農林水産省や株式会社日本政策金融公庫の関与はありますか。

農林水産省が個々の投資判断に関与することはありません。

また、農業法人投資育成事業を行う者が投資事業有限責任組合の場合であって、株式会社日本政策金融公庫が同組合に出資している場合は、同公庫が有限責任組合員（LP）として、無限責任組合員（GP）に対してこれまでの経験等に基づいた意見具申を行います。個々の投資判断はGPが行うこととなります。

一方、農業法人投資育成事業を行う者が株式会社の場合であって、同公庫が出資している場合は、同公庫は、その株主として当該会社に関与することとなります。

問14 本事業を行うに当たって、投資主体が取得する株式又は持分に関して制限はあるのですか。

株式又は持分の取得に関しては、投資先農業法人の形態によって下表のような制限があります。

投資先		制限内容
株式会社 (特例有限会社 含む。)	農地所有適格法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 農地法により農地を所有する株式会社は非公開会社に限るとされており、発行される株式に譲渡制限があるため、株式の取得に際しては投資先の農地所有適格法人の承認が必要です。
	農地所有適格法人以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 投資円滑化法施行規則により、取得する株式に係る議決権の合計は総議決権の50%以内となります。 特例有限会社の場合は、上記のほか、会社法により株式の譲渡制限があるため、取得に際しては投資先の法人の承認が必要となります。
持分会社		<ul style="list-style-type: none"> 投資円滑化法施行規則により、取得する持分に係る議決権の合計は総議決権の50%以内までとなります。 持分の取得に際しては投資先の会社の全社員の同意が必要となります。
農事組合法人		<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合法により、取得する持分の割合は総議決権の25%以内となります。 持分の取得に際しては投資先の組合の承諾が必要となります。

注： 投資対象となる農業法人の形態については問12を参照。

問15 本事業により投資主体が取得した農地所有適格法人である農業法人の株式又は持分の処分の方法について教えてください。

農地所有適格法人である農業法人の株式又は持分の処分については、下表のような処分が一般的な方法になると考えられます。

投資先	処分方法
株式会社 (特例有限会社を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 投資先の会社の承認を得た上で、当該法人自身による買取り、その経営陣や株主、取引先などへの譲渡
持分会社	<ul style="list-style-type: none"> 投資先の全社員の同意を得た上で、当該会社の経営陣などへの譲渡 業務を執行しない有限責任社員による持分の譲渡は、会社法第585条第2項の規定により、業務を執行する全社員の承諾があれば可能
農事組合法人	<ul style="list-style-type: none"> 投資先の組合の承認を得た上で、当該組合員による買取りなどによる譲渡

問16 本事業により株式会社又は投資事業有限責任組合が取得した農地所有適格法人以外の農業法人の株式又は持分の処分の方法について教えてください。

農地所有適格法人以外の農業法人の株式又は持分の処分については、農地法による株式又は持分の制限はありません。このため、問15の処分方法のほか、下表のような株式又は持分の処分方法が考えられます。

投資先	処分方法
株式会社 (特例有限会社を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 株式の第三者への譲渡のほか、一般企業と同様に株式市場での売却による処分も可能 特例有限会社にあつては、会社法により株式の譲渡制限があるため、投資先の会社の承認を得た上で、当該会社の株主以外の者への株式譲渡による処分も可能
持分会社	<ul style="list-style-type: none"> 投資先の全社員の承諾を得た上で、当該会社の社員以外の者への持分譲渡による処分も可能
農事組合法人	<ul style="list-style-type: none"> 当該組合の承認を得た上で、当該組合の組合員以外の者への持分譲渡による処分も可能 ただし、持分を譲り受ける者は、農業協同組合法により当該組合の定款に記載されている組合員資格の要件を満たす必要

問17 農地法の改正（平成28年4月1日施行）によって農業法人投資育成制度はどのような改正が行われましたか。

農地法の改正により、農地を所有できる法人の議決権・構成員要件が緩和され、当該法人と継続的取引関係を有しない者であっても、総議決権の2分の1未満までその法人の議決権を取得することができるようになりました（農業生産法人の株式を取得する場合は議決権のないものとする旨の投資円滑化法施行規則の規定については、改正農地法の施行に合わせて削除されました。）。

（注）農地法の改正により、農地法上の法人の呼称は「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ変更。

問18 平成27年度補正予算で予算措置をした農業法人経営発展支援投資育成事業について教えてください。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意を受け、農業法人投資育成事業の枠組みを活用しつつ、例えば、規模拡大や経営の多角化、農産物輸出など攻めの経営展開に取り組む農業法人について、

- ① 経常利益が3期平均で黒字でなくとも、3期連続で赤字でない場合
- ② 債務超過であっても、5年以内に債務超過の解消が確実な場合
- ③ 1投資先当たりの投資金額について、ファンド規模の10%を超える投資を必要とする場合

であっても、組織内での承認を得れば投資することが可能となりました。